

平成19年度事業計画書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、平成19年度においてガラスびん3種類(無色、茶色、その他色)、PETボトル、紙パック・段ボールを除く紙製容器包装及びPETボトルを除くプラスチック製容器包装の再商品化を実施するために、以下の事業を行う。

1. 「法」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

再商品化業務規程に則り、ガラスびん3種類、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る特定分別基準適合物の再商品化の義務を負う特定事業者等からの委託に基づき、再商品化の義務を代行するために、下記により特定事業者等から再商品化委託料金を徴収し、市町村において収集された特定分別基準適合物を再商品化事業者(再生処理事業者及び運搬事業者)に委託して再商品化を行う。

改正「法」に係る基本方針及び政省令並びに再商品化事業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、指定法人として取り組むべき事項について適時、適切な対応を図る。

再商品化事業実施にあたり再商品化費用の支出削減等に最大限の努力を傾注する。とりわけ、特定分別基準適合物の中で量及び費用面において太宗をなすプラスチック製容器包装の再商品化のあり様につき、国との協議のもとに検討・検証し、合理的・効率的運用に努める。

主務省、関係団体と連携・協力し、義務履行の周知徹底を図り、ただ乗り事業者の防止に努める。併せて再商品化委託申込書類送付先台帳を整備する。

再商品化事業者の登録・入札選定にあたっては、再商品化事業者登録の際に、当協会が定める期日以内での再商品化施設の設置を前提とした設備審査をはじめ、販売能力や財政的基礎を重視した審査を励行するなど再商品化事業者の登録資格要件と登録審査のより一層の厳格化に努める。

市町村から分別収集物を引き取るにあたっては、厳格な品質検査を行うとともに、問題のある市町村に対し改善の働きかけを強める。

再商品化の実施にあたっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、引取り物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関し当協会指定の書式による報告書の定期的提出を実行させるとともに、立ち入り検査等(再商品化製品利用先を含む)を通じ再商品化の確実かつ適正な実施に努める。

特定事業者からの申込受付関連業務の一部を引き続き日本商工会議所及び商工会議所並びに商工会連合会及び商工会に委託し、実施する。併せて、特定事業者との委託申込・契約手続きの事務合理化に資するため、オンライン化(ペーパーレス化)を推進する。

- (1) 改正「法」関連事項への対応(市町村への資金拠出への対応等)
- (2) 契約の締結及び履行(対特定事業者、市町村、再商品化事業者等)
- (3) 特定事業者等からの再商品化委託料金の徴収・管理
- (4) ただ乗り事業者防止への協力と再商品化委託申込書類の送付先台帳の整備
- (5) 再商品化事業者登録審査(書類及び現地審査)等の一層の厳格化
- (6) 再商品化コストの適正化
- (7) 再商品化事業者の再商品化実施状況の把握・管理及び再商品化製品利用状況の調査

- (8) 再商品化事業者への支払い及び徴収（有償入札分）の管理と市町村抛出等の処理
- (9) 市町村収集物の品質調査の厳格化と的確な改善アプローチ
- (10) 再商品化業務システムの開発及び維持・管理
- (11) 商工会議所、商工会等への再商品化委託申込受付関連業務の委託
- (12) 再商品化委託申込・契約手続きのオンライン化の推進

記

A．特定分別基準適合物ごとの再商品化委託単価

無色ガラスびん	3,800円/トン
茶色ガラスびん	5,200円/トン
その他色ガラスびん	5,800円/トン
PETボトル	1,800円/トン
紙製容器包装	12,500円/トン
プラスチック製容器包装	85,800円/トン

B．再商品化しようとする当該特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村分別収集計画に定められた平成19年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し当該市町村との間で引き取りを約した量

2．容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 業務内容に関する説明会等の開催

理事会・評議員会、事業委員会の開催はじめ市町村からの引取りに関する説明会並びに再商品化に関する事業者登録及び入札説明会など当協会通常業務に係る各種会議の開催のほか、自治体、事業者団体、消費者団体等との連携を密にし、各主体が主催する諸会合への協会役職員の講師派遣やメディア対応等を通じて、「法」の目的及び当協会の役割及び業務内容等の周知に努める。また、分別収集物の品質向上に向けて市民との情報交換を推進する。再生処理事業者登録や再商品化委託申込受付に関する重要事項を官報に掲載し、公告する。

(2) パンフレット等の作成及び配布

改正「法」及び当協会の業務内容等を紹介するパンフレット等を作成・配布し、事業者、自治体、消費者等に対する容器包装廃棄物の再商品化に関する啓発普及に資する。

3．容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

会報「日本容器包装リサイクル協会ニュース」を季刊発行し、賛助会員、特定事業者、自治体および関係業界等に対し当協会の再商品化の実施状況等につき最新情報を提供する。また、会報発行にあたり、外部編集委員からの意見・要望等を聴取し、受けての立場に立った分かりやすい誌面作りと誌面の充実を図る。また、当協会設立10周年を機に、過去の再商品化の実績等をまとめたデータ集を作成する。

(2) ホームページの活用

改正「法」の解説及び指定法人の業務内容をはじめ、年次・月次再商品化実績報告、

会報「日本容器包装リサイクル協会ニュース」の記事の紹介ほか、再商品化に係わる具体的なQ & A等を画面で幅広く紹介するなどホームページを活用することにより、容器包装リサイクル全般に関する情報内容の拡充に努める。また、ホームページの更なる利便性・活性化を目指し、リニューアルに取り組む。

また、ただ乗り事業者防止策の一環として、当協会と再商品化委託契約を締結し、債務を履行した事業社名を市町村別にホームページで引き続き公表し、相互牽制に資する。さらに、保管施設ごとに落札事業社名、再商品化手法、落札量、落札価格を公表し、情報開示に努める。

(3) 各種イベントへの参加及び協賛

ガラスびん、PETボトル、紙およびプラスチックの各リサイクル推進（促進）協議会との連携のもとに、国や地方行政が主催もしくは後援するリサイクルフェア等に出席又は協賛し容器包装リサイクルに関する情報の収集及び提供に努める。

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流及び協力

主務省はじめ分別収集の意向を有する市町村並びに清掃事業において全人口の9割をカバーし、市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議など国内関係機関との情報交換・技術調整を図り、再商品化の円滑かつ確実な実施に努める。

再商品化技術の開発、再商品化製品の需要拡大等に関し、素材別リサイクル推進協議会・促進協議会との連携を密にし、必要に応じ調査事業を委託する。

(2) 外国関係機関との交流

ドイツのDSD社（Duales System Deutschland AG）、フランスのエコ・アンバラージュ社（Eco-Emballages S.A.）等外国のリサイクル関係諸機関との交流及び情報交換を適宜実施する。また、必要に応じ海外における先進的リサイクル事情を視察調査する。